離　婚　届

令和○年○月○日　届出
※届出当日の日付

長殿

※各欄の署名者が記載・訂正・押印をしてください。
届出場所は夫、妻の住所地
または本籍地の市区町村になります。
また、内容に不備があるとお預かりが
できない場合がありますのでご注意ください。

○日
長　印

票	通知

(1)	(フリガナ) 氏　名	コウノ　ショウタ 氏　名 甲野　翔太		コウノ　ユカ 氏　名 甲野　由香
	生年月日	昭和 63 年 2 月 1 日		平成 元 年 10 月 9 日
	住　所 ※届出当日の住民票住所	千葉県千葉市中央区中央３丁目 １０番８号　中央マンション100号 ※部屋番号まで記載してください		千葉県八千代市米本1359番地 米本団地1街区1棟100号 ※部屋番号まで記載してください
	本　籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	千葉県浦安市舞浜1　番地 1 筆頭者の氏名　甲野　翔太		
	父母の氏名 父母との続き柄	夫の父　甲野　和夫 母　田中　秋子	続き柄　長　男	妻の父　乙川　正樹 母　乙川　春江	続き柄　二　女
		養父　甲野　義男 養母	続き柄　養子	養父 養母	続き柄　養女
	離婚の種別	☑協議離婚　年　月　日成立 □調停　年　月　日確定 □裁判　年　月　日確定		□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定
	1 婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　□もとの戸籍にもどる ☑妻　は　☑新しい戸籍をつくる 千葉県八千代市大和田新田312　番地 5 (フリガナ) オツカワ　ユカ 筆頭者の氏名　乙川　由香 ※旧姓の氏名		
	2	□夫　☑もとの戸籍にもどる ☑妻　は　□新しい戸籍をつくる 千葉県船橋市湊町二丁目10　番地 ※婚姻前の(現在の)本籍 (フリガナ) オツカワ　マサキ 筆頭者の氏名　乙川　正樹 ※婚姻前の筆頭者		
(5)	未成年の子の氏　名	父母双方が親権を行う子　甲野　太郎、甲野　三郎 父（夫）が親権を行う子　甲野　二郎 母（妻）が親権を行う子　甲野　由里 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
	(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれがRのようにしるしをつけてください。	夫 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した		妻 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

住所の変更も同時にお手続きされる場合は新住所を記載してください。

死亡等にかかわらず、わかる範囲で現在の氏名を記載してください。
右記の養父母以外にもいる場合には「その他」欄に下記のように記載してください。
例: 夫(妻)の養父(養母)氏名
「田中 篤」続柄「養子(養女)」

裁判所で手続きをした場合は「調停～判決」の該当する場所に☑を入れ、確定日等を記載してください。

婚姻の際に氏を変更された方
離婚後に旧姓に戻る場合のみ記載してください。
離婚後も現在の氏を使用する場合には、何も記載しないでください。
（この場合には離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）
旧姓は婚姻前の氏と異なる場合もありますので、不明の際は問い合わせください。
①は新本籍を定め、自分が筆頭者の戸籍を新しくつくる場合、②は婚姻前の戸籍にもどる場合の記載です。
今後、子の氏も旧姓(乙川)に変更する場合は①を参考に記載してください。
①を選び新本籍を定めた場合、婚姻前の戸籍に戻ることはできませんのでご注意ください。
新本籍は住所等に関わらず、届出当日に地番として該当がある場所におくことができます。その際、マンション名や部屋番号の記載は不要です。正しい表記や希望の地番で戸籍をおけるか不明の場合は、希望の地番の市区町村まで問い合わせください。

未成年の子がいる場合には双方のチェックが必要です。

連絡先	
電話	090 (1111) 1111
自宅・勤務先[　　]	携帯

同居の期間	平成 28 年 1 月 から　令和 2 年 8 月 まで
別居する前の住所	千葉県船橋市湊町2丁目10　番地 25　船橋マンション200号 番　号　※部屋番号まで記載
別居する前の世帯のおもな仕事と 夫妻の職業	□1.農業 □2.自営業 □3.企業等に勤める会社員かつ従業員は100人未満の企業 ✓4.3に該当しない会社員、公務員や企業の役員 □5.その他、パートやアルバイトなど □6.仕事をしていない世帯 ※国勢調査の年度のみ記載してください。
その他	※印鑑は１人１つ異なるものをご用意ください。
届出人署名 (押印は任意)	夫　甲 野　翔 太　甲野 印　妻　甲野　由香　甲野 印

住民票等に関わらず2人の同居期間及び住所を記載してください。
記載できない欄(同居中の方や同居したことがない方)は空欄にしてください。

裁判所で手続きをした場合は届出義務者(申立人等)のみが記載してください。

証人		
署　名 押印は任意	田中　太一　田中 印	ミドルラスト、ファースト　印
生年月日	平成 5 年 2 月 6 日	西暦 1990 年 7 月 6 日
住　所	千葉県八千代市大和田新田 312 番地 5	千葉県船橋市習志野台1丁目 2 番地 1　ABCマンション101号
本　籍	千葉県浦安市舞浜 1 番地 1	フィリピン共和国 番地 番

※裁判所の手続きをしている場合は不要です。
成人している方2人の証人が必要です。
※届出人以外の方であればどなたでも記載いただけます。
証人の記載は漏れのないようにお願いいたします。※記入漏れ等、不備があると受理できない場合があります。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育て分担について
✓取り決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流について
✓取決めをしている。　□まだ、決めていない。
経済的に自立していない子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
□取決めをしている。　✓まだ、決めていない。

未成年の子がいる場合には、子の親権について父母の一方または父母双方（共同親権）に決めて、該当する欄に子どもの氏名（フルネーム）を記載してください。
家庭裁判所で親権者の指定を求める家事裁判（調停）の申立てを既にしている場合は、「親権者の指定を定める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子どもの氏名（フルネーム）を記載してください。
※子の氏を変更するには別途家庭裁判所の手続きや入籍届(養子の場合は養子離縁届)が必要です。

持ち物、添付書類

・審判書の謄本、確定証明書(裁判所の手続きをした方)
　※審判の種類により証明書の種類は異なります
・届出人の印鑑　※1人1つ、署名欄で押印したもの、朱肉で押印するもの
・来庁者の本人確認書類
　※官公署発行の写真つきは１点、それ以外は2点以上

市役所の開庁時間に届出の場合は個人番号カード等の氏名変更や住所変更、印鑑登録の変更、住民票の発行などの手続きができます。必要書類等をお持ちのうえ、届出時にお伝えください。

届出後の証明書の発行

【住民票】
　住所が八千代市　：約２～３営業日
　（閉庁時は翌開庁日午後から）
　住所が他市区町村：約１～２週間
【戸籍・その他証明書類】
　本籍が八千代市　：約１週間
　本籍が他市区町村：約２～３週間
※閉庁時間に届出された場合は翌開庁日からの日数となります。
　また、状況によっては予定が前後する可能性がございますのでご了承ください。